

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 6 月 7 日現在

機関番号：14501

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2013～2015

課題番号：25380086

研究課題名(和文) 刑事手続における供述証拠の獲得・利用に対する法的規律

研究課題名(英文) Legal regulation on acquisition and evaluation of testimonial evidence in criminal procedure

研究代表者

池田 公博 (Ikeda, Kimihiro)

神戸大学・法学(政治学)研究科(研究院)・教授

研究者番号：70302643

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,500,000円

研究成果の概要(和文)：刑事手続において、供述証拠を獲得するために用いる働きかけに対して及ぼすべき法的規律、および得られた供述証拠の価値を適正に評価するために妥当すべき仕組みのあり方を明らかにした。とりわけ、高い必要性が認められながら獲得が困難である、共犯者等による供述を獲得するために、捜査・訴追機関から、協力を条件に訴追免除等の恩典を付与する手法について、従来、そのような「取引的」手法を用いること自体や、そうした手法により得られる供述には信用性に疑いが生じることが問題とされてきたが、そうした供述の利用可能性を担保しうる、解釈論のみならず立法論においても参照可能な検討の枠組みを明らかにすることができた。

研究成果の概要(英文)：It was made clear through this research, what kind of legal rules should exist in order to regulate the process of the acquisition or the evaluation of testimonial evidence in criminal procedure appropriately. Especially, the study focuses on regulations on the testimonial evidence provided by co-defendants(accomplices) for special profit offered in exchange for their cooperation.

研究分野：刑事訴訟法

キーワード：刑事訴訟法 捜査法 証拠法 取調べ 自白

1. 研究開始当初の背景

犯罪事実の立証にとって、捜査機関による被疑者等の取調べ(供述獲得に向けた捜査手法)が、重要な地位を占めることは、我が国の刑事裁判の特色とされてきた。取調べにより得られた供述の方が、公判廷における証言よりも重要視され、裁判の帰趨自体を左右することもある。そうであるがゆえに、取調べの適正さは刑事司法制度全体の公正さに大きく影響し、そのあり方を巡る理論的な検討の規模も、膨大なものに達している。

それらに示される問題関心は、一方において、科学的知見を活用して得られる証拠を用いることによって、捜査における取調べの比重を下げるべきであるとするものや、あるいは、取調べ過程を録音・録画の対象として外部に開かれたものとするにより(いわゆる「可視化」を図って)、不適切な行為の抑止を図ることに向けられてきた。こうした取組みは主として、捜査手法としての取調べへの依存度の低下に向けられたものであったといえる。

他方で 1990 年代末から 2000 年代にかけて、捜査に有用な情報の提供に消極的な被疑者、あるいはそれ以外の者(参考人)との関係でも、円滑に、あるいは無理な働きかけによることなく供述を獲得するための手法としての、刑事免責(証言を強制するに当たり、証言内容に含まれる証言者の犯罪行為について訴追・処罰しない取扱いとする)、あるいは捜査協力型取引(一定の利益を提供することを約して、捜査の進展ないし事実の解明に資する情報の提供を促す捜査手法)の許容性に関する研究も行われるに至っている。これは、証拠収集手段を多様化した場合にもな

お、供述に依拠した立証を行わざるを得ない場合がありうることを踏まえ、供述獲得そのものを可能にする働きかけのあり方について、その許容性の如何に直截に関心を向けるものといえる。

本研究はこの後者の流れに属し、供述獲得のために許される働きかけのあり方について、捜査手法そのものとしての適否という観点、および公判廷での立証に耐えうる供述証拠の獲得に向けられた手続と言えるかという観点の双方を踏まえて、検討を行うこととした。

2. 研究の目的

本研究の目的は、主として次の2つにある。

(1)取調べに対しておよび、捜査法・証拠法にまたがる法的規律の整合的な理解

本研究は、取調べにおいて用いられる働きかけの具体的な態様が、当該取調べ自体の捜査手法としての適法性の評価に当たり、また、これにより得られた供述の証拠としての許容性の評価に当たり、それぞれいかなる影響を有するかの問題を検討するものである。いずれも、取調べにおける働きかけの態様の如何に起因する問題を扱うという点において関連性を有するものであるにもかかわらず、従来個別的に検討されてきたが、そのような取扱いの当否自体について反省的に検討を加えたうえで、取調べの態様に対する捜査法および証拠法の観点からの規律の整合的な理解を通じ、取調べを適切に規律するための理論的に妥当かつ明確な基準を提示することを目的とする。

(2)利益提供等の事情を踏まえた形での取調べ評価基準の定立

取調べにおける働きかけの態様の当否の検討に際しては、従来、対象者の心身に多大の負担を与えることの当否が問題とされてきたが、近時は、とりわけ第三者の犯罪事実の立証に不可欠な供述の獲得に向けて、取調べの対象者に対して利益を提示することの当否が問題とされるに至っている。この問題を扱うに当たっては、対象者の心身に対する負担とは区別される、利益提供が供述者の意思決定に及ぼす影響の如何とともに、立証の主たるターゲットとなる第三者が、そのようにして得られた供述の信用性を争う機会をいかにして与えるかの検討が不可欠である。このように、従来必ずしも明示的な検討の対象となつてこなかった視点を踏まえることの影響をも考慮に入れて、取調べ態様の適否の評価基準を提示することを目的とする。

3. 研究の方法

文献調査および実地調査を通じて、本研究のテーマについて従来議論されてきたところを整理するとともに、それ等についての理解を深めるとともに、議論相互の関係を整理することを通じて、参照可能な体系の構築に努めた。

また、本研究を開始した時点で、法制審議会 新時代の刑事司法制度特別部会において、供述獲得に向けて訴追機関が被疑者に対して恩典付与を約することを明示的に許容し、かつこれを法的規律の対象とすることを内容とする「協議・合意制度」がその議論の対象となっていた。そのため、審議の進展に応じて明らかになる議論の内容も踏まえ、それらの当否について、理論面からの研究を実施した。

加えて、以上の検討を前提に、関心を共有する他の研究者と共同研究を実施し、その成果について学会大会において報告するとともに、寄せられたフィードバックを踏まえてさらに検討を加え、その成果をまとめて論稿を公表した。

4. 研究成果

(1) 供述証拠の獲得・利用に対する法的規律のあり方に関する成果

本研究の成果として、まず、訴追機関から供述獲得を動機づけるために恩典付与を行うことの許容性自体について、かつて議論のあったところ、他人の刑事事件の立証に必要な供述を獲得するために、被疑者に訴追の断念等を約束することは、検察官の訴追裁量権の範囲内で行い得るものであり許されることを前提に、立法政策としてその合理性を論じる余地があることを明らかにした。

以上を前提に、恩典付与に動機づけられた供述の利用を認めることから生じる問題の内容を明らかにした。すなわち、恩典付与に動機づけられた供述は、恩典獲得のために恩典付与者に迎合し、その望むものを提供する動機からなされた、真実を反映していないものであるおそれがあるという意味において、信用性が乏しいといえる。加えて、それがとりわけ共犯者の立場にある者によってなされている場合、自らの刑事責任を低減させるために他人に主たる責任を押し付ける（責任転嫁の、あるいは巻き込みの）動機が働くがゆえに、真実を反映しない供述がなされるおそれが重ねて生じることになる。このように、立証に有益な供述を獲得するために、その動機づけとして恩典付与をもって臨む

ことは、(いわば二重の意味で)信用性が乏しい供述が得られるおそれがあることを明らかにした。

もっとも、この問題に対しては適切に対処することが可能であり、そのことから直ちに獲得された供述証拠の証拠能力を否定する事情となるものではないこと、具体的な対処のあり方としては、主として、事実認定者においてその信用性を適切に評価することを可能にするため、とりわけ恩典付与を約束された供述者に対する反対尋問の実効性を担保する仕組みが必要であることを示した(以上について後掲5雑誌論文)。

そして、以上の検討については、研究期間の最終年度に当たる、2015年5月に開催された日本刑法学会第93回大会ワークショップにおいて、取りまとめて報告する機会をえた(後掲5学会発表 . 報告の内容は、後掲5雑誌論文 で公表した)。

また、以上の検討は、主として先述した法制審議会特別部会における検討内容や、その後提出された審議会の答申、あるいは国会に提出された「協議・合意制度」の導入を内容とする刑事訴訟法改正案を題材に行われてきたものであるところ、この法案について、国会審議の過程で一部修正が加えられたこと、また、上記ワークショップにおける報告内容に対して相応の反響が寄せられたことから、研究期間が終了する時点で、それらの内容も踏まえた形で、これまでの検討内容を改めて整理し、体系化するとともに、上記国会修正が有する意義についても、理論的検討をもとに評価を示した(後掲5雑誌論文)。

(2) 関連して得られた、主として被告人による供述の取扱い・位置づけに関する成果

以上の検討と並行して、被告人の供述の取扱いに妥当すべき規律として、補強法則の意義及び妥当範囲(後掲5雑誌論文)、そして被告人に証人適格を認めることの当否についても検討を加えた(後掲5雑誌論文)。

このうち、補強法則については、近時必ずしも議論の対象となっておらず、他方で、その趣旨の理解がさまざまに示されていたところ、改めて制度の趣旨について検討を加えることを通じて、その固有の意義として、自白という証拠が、性質上その信用性ないし証明力が過大評価されるおそれがあることから、自白に依拠して形成される心証については、それが事実認定者の内心において十分なものであっても、なおその合理性を客観的に確保するために、自白から独立した客観証拠と自白との間の整合性を点検することが求められることにあるとの理解を明らかにした。

このことは、上記研究成果(1)との関係でも、恩典付与を動機づけとして得られた供述を用いる際には、その信用性を担保するために補強証拠が伴っていなければならないとする議論の意義を検討するにあたり、有益であった。すなわち、恩典付与を動機づけとして得られた供述は、上記4(1)で述べた意味において、典型的に信用性が乏しいものであって、信用性あるいは証明力が過大評価されるおそれのある自白とは異なること、そうである以上補強(厳密には裏付けとなる)証拠がない場合には、通常の場合その内容通りの心証が形成されることにはならないと考えられるから、補強証拠の要求を合意制度導入の前提と位置付ける必然性はないとの理解を示した。

他方で、被告人に証人適格を認めることについては、上掲の法制審特別部会で検討の対象とされながら、最終的には答申に盛り込まれなかったものであるが、今後の検討課題とされたことに鑑み、その他に併せて論じられた諸制度とともに、検討すべき理論的課題を取りまとめたものである。被告人が公判で虚偽を述べた場合に処罰する仕組みを設けることと、黙秘権の保障との関係、制度導入の持つ意味、実務にもたらすことが予想される影響とそれに対する評価、および、法案に示された具体的な制度設計の当否について、それぞれ検討を加え、今後改めて立法的課題となった場合にも参照可能な形で、議論を整理した。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計6件)

池田 公博、「刑訴法改正案における協議・合意」、法律時報、査読なし、88巻4号、2016年、68-73頁

池田 公博、「司法取引」(「司法取引・免責」 法案の内容と課題・展望)、名城法学、査読なし、2016年、85-100頁

池田 公博、「証拠の真正性を担保する方策」、論究ジュリスト、査読なし、12号、2015年、96-103頁

池田 公博、「取引的刑事司法」、刑事訴訟法の争点(新・法律学の争点シリーズ6)、査読なし、2013年、96-97頁

池田 公博、「供述証拠の獲得手法：協議および合意、刑の減免と刑事免責」、法学教

室、査読なし、398号、2013年、12-19頁

池田 公博、「補強法則の意義と妥当範囲」、研修、査読なし、785号、2013年、3-14頁

[学会発表](計1件)

加藤 克佳(代表者)、辻本 典央、青木 孝之、池田 公博、ワークショップ「司法取引」、日本刑法学会第93回大会、2015年5月24日、専修大学(東京都)

6. 研究組織

(1)研究代表者

池田 公博(IKEDA KIMIHIRO)

神戸大学大学院法学研究科・教授

研究者番号：70309643